

法務省民二第3060号

平成20年12月 1日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務の監督について(通達)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）により司法書士法（昭和25年法律第197号）及び土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）が、また、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年法務省令第70号。以下「一部改正省令」という。）の施行により司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）が、それぞれ本日改正されましたので、これらに伴う公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務の監督に当たっては、下記の点に留意するよう願います。

なお、本日において現に存する公共嘱託登記司法書士協会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会のうち整備法第42条第1項に規定する特例社団法人であるものの監督については、別途通達します。

また、本通達中、「法人法」とあるのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を、「認定法」とあるのは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）を、「公嘱協会」とあるのは、公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会を、「旧民法」とあるのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第38条による改正前の民法（明治29年法律第89号）をそれぞれいい、引用する条文は、すべて改正後のものです。

記

第1 公嘱協会に関する司法書士法及び土地家屋調査士法の改正の概要

1 概要

今般、公益法人制度が抜本的に見直され、法人法、認定法及び整備法の施行により、旧民法の規定による公益法人の制度は廃止され、それに代わるものとして、準則主義により法人格を取得する法人制度が創設された。これに伴い、従前の公嘱協会の基本的内容を変えない範囲内で、司法書士法及び土地家屋調査士法について法人制度変更に伴う所要の整備が行われた。

2 公嘱協会の法的位置付け

公嘱協会は、旧民法の規定による社団法人ではなくなり、新たに、法人法の「一般社団法人」となるとされた。設立は法人法の規定に従って行うが、同時に、名称、目的及び定款の定めに関する司法書士法又は土地家屋調査士法上の要件も満たす必要がある（司法書士法第68条又は土地家屋調査士法第63条、3を参照。）。

なお、公嘱協会は一般社団法人であるから、法人法上その名称に「一般社団法人」という文字を使用しなければならないものとされている（法人法第5条第1項）が、認定法第4条の認定（以下「公益認定」という。）を受ければ、その名称中「一般社団法人」の文字を「公益社団法人」と変更する定款の変更をしたものとみなされる（認定法第9条第1項）。なお、公益認定を受けた後も、認定法上の特則が適用されるものの、その法的位置付けは、法人法に基づく「一般社団法人」であることに変わりはない。

3 公嘱協会の設立

公嘱協会は、①社員はその主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士若しくは司法書士法人又は土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人であること、②①の司法書士若しくは司法書士法人又は土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人が社員となろうとするときは、正当な理由がなければ拒めないこと、③理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人又は土地家屋調査士法人の社員を含む。）でなければならないこととされ、これらの内容は定款に定めなければならないが、かつ、これらの内容の定款の定めは変更できないこととされた（司法書士法第68条又は土地家屋調査士法第63条）。公嘱協会は、一般社団法人であるから、司法書士法第68条又は土地家屋調査士法第63条に規定する要件を満たした定款を作成して、法人法第2章第1節に規定する設立の手続を行い、最後に登記をすることによって成立する（法人法第22条）。公嘱協会が成立したときは、成立の日すなわち設立の登記の日から2週間

以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、成立した旨を、その主たる事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局長及びその管轄区域内の司法書士会又は土地家屋調査士会に届け出なければならないこととされた（司法書士法第68条の2又は土地家屋調査士法第63条の2）。

4 公嘱協会の業務の監督権限を有する者

公嘱協会の業務は、法務大臣ではなく、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の監督に属することとされた。当該法務局又は地方法務局長は、公嘱協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、公嘱協会の業務及び財産の状況を検査し、又は公嘱協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる（司法書士法第69条の2又は土地家屋調査士法第64条の2）。また、旧民法下における設立許可の取消しに代わり、公嘱協会は新たに懲戒処分の対象とされることとなった（司法書士法第70条又は土地家屋調査士法第65条）。

第2 業務の監督について

1 成立の届出について（司法書士法第68条の2又は土地家屋調査士法第63条の2関係）

公嘱協会の成立の届出があったときは、公嘱協会の要件である司法書士法第68条又は土地家屋調査士法第63条に規定する定款の定めの有無を確認するものとする。同時に当該定款の定めが遵守されているか、すなわち公嘱協会の要件を満たしているか（具体的には、①社員が管轄区域内に事務所を有する司法書士若しくは司法書士法人又は土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人（当然、登録されていることが必要）であるか、②理事の員数の過半数は社員（社員である司法書士法人又は土地家屋調査士法人の社員を含む。）であるか。）につき、定款（設立時社員について）及び登記事項証明書（理事について）の内容を、司法書士会又は土地家屋調査士会にその登録状況を確認するなどして実質的に確認するものとする。

確認の結果、問題がある場合は、次の(1)又は(2)により対応するものとする。

- (1) 仮に、定款の定めにつき司法書士法第68条又は土地家屋調査士法第63条の要件を満たしていない場合は、公嘱協会となることができないにもかかわらず、公嘱協会の名を冠した一般社団法人が成立していることになるから、法人法第261条第1項に基づく解散命令の申立てを裁判所に行うとともに、事案に応じて司法書士法第73条第5項又は土地家屋調査士法第68条第5項違反（違反者は、司法書士法第79条又は土地家屋調査士法第74条により、100万円以下の罰金に処せられる。）を理由とした告発の手続をとるものとする。

(2) 定款の定めはあるが、実質的要件を満たさず、結果として定款違反の状態が生じている場合は、公嘱協会として成立しているため、これに対する監督権限を行使する。具体的には、所要の指導、監督上の命令（司法書士法第69条の2又は土地家屋調査士法第64条の2）のほか、場合によっては懲戒処分（司法書士法第70条において準用する同法第48条又は土地家屋調査士法第65条において準用する同法第43条）による。

2 その他の届出について（司法書士法施行規則第50条第1項又は土地家屋調査士法施行規則第48条第1項関係）

公嘱協会の状態を適切に把握するため、届出事由が発生したときは、遅滞なくその旨を届け出るよう公嘱協会に対し指導するものとする。この「遅滞なく」とは、届出事由が発生してから2週間程度以内をおおよその目安とするものとする。

なお、公嘱協会がしなければならない届出は、次のとおりである。

(1) 登記をしたときの届出（第1号）

法人法第6章第4節に規定する登記をした時点で届出義務が生じる。なお、第3号の「解散したとき」に該当する場合にも同節の規定に基づき登記が義務付けられている場合が含まれているが、届出の重複を避けるため、第1号の届出の対象からは「解散したとき」が除外されている。また、設立の登記をして公嘱協会が成立し、司法書士法第68条の2又は土地家屋調査士法第63条の2により届出義務が発生する場合についても、重複を避けるために第1号から除外されている。

第1号の届出については、登記をした旨（当該登記の内容を含む。）を届け出るとともに、当該登記完了後の登記事項証明書を添付しなければならない。

(2) 定款を変更したときの届出（第2号）

一般社団法人の定款の変更は社員総会の決議によって行われる（法人法第146条）ことから、当該決議が行われた時点で届出義務が生じる。なお、この決議はいわゆる特別決議であるから、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならないとされている（法人法第49条第2項第4号）。

定款の変更を行う場合であっても、第1号の「法人法第6章第4節に規定する登記をしたとき」に該当するときは、重複を避けるため第2号からは除外されており、第1号に基づく届出を行うこととされている。したがって、第2号の規定に基づく届出を行うのは、登記の変更を伴わない定款の変更を行ったときである。

例えば、事業年度に関する定めを変更したとき等がこれに該当する。

添付書面は、新旧定款の対照表及び総会（法人法の社員総会）の決議を経たことを証する書面であるが、後者には、社員総会議事録（法人法第57条第1項）又は社員総会の決議があったものとみなされる場合（法人法第58条第1項）に該当することを証する書面等（法人法第317条第3項参照）が該当する。

(3) 解散したときの届出（第3号）

公嘱協会は一般社団法人であるから、その解散事由は、法人法第148条各号のとおりである。公嘱協会が消滅する合併をした場合は、この第3号の規定に基づいて届け出ることとなり、解散事由が発生した時点で届出義務が生じる。

なお、懲戒処分としての解散（司法書士法第70条において準用する同法第48条第1項第3号又は司法書士法第65条において準用する同法第43条第1項第3号）については、届出先となる法務局又は地方法務局長自らが原因となる処分を行うものであるから、第3号の届出の対象から外されている。

第3号の届出については、解散した旨（どのような解散事由によるのかを含む。）を届け出るとともに、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。なお、解散の事由を証する書面は、当該事由に応じて、登記の申請の添付書面である「解散の事由を証する書面」として使用すべき書面に準ずるものとする。

また、法務局又は地方法務局長は、この届出があった場合には、公嘱協会に対し、登記の申請を早急に行うよう指導し、あわせて実際に行われたかどうかについて確認するものとする。

3 年次報告について（司法書士法施行規則第50条第3項又は土地家屋調査士法施行規則第48条第3項関係）

法務局又は地方法務局長は、公嘱協会の業務の適正を確保するため、公嘱協会に①当該事業年度の事業計画の概要を記載した書面、②前事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。法人法第123条第2項）、③前事業年度に係る事業報告（同項）、④②及び③の附属明細書（同項）、⑤前事業年度における社員の異動の状況を記載した書面、⑥当該事業年度始めの社員名簿（法人法第31条）の写しを事業年度の始めから3か月以内に提出させるものとする。なお、①及び⑤については、旧民法下において公益法人から徴していたものと同様のもので差し支えない。

これら報告書類の内容について問題となる点がある場合には、所要の指導を行い、また、必要に応じて業務及び財産の状況の検査や監督上の命令（司法書士法第69条の2第2項又は土地家屋調査士法第64条の2第2項）を行うものとする。

年次報告の確認の際は、司法書士法第68条又は土地家屋調査士法第63条に規定する定款の定めが遵守されているか、すなわち公嘱協会の要件を満たしているか（具体的には、①社員が管轄区域内に事務所を有する司法書士若しくは司法書士法人又は土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人（当然、登録されていることが必要）であるか、②理事の員数の過半数は社員（社員である司法書士法人又は土地家屋調査士法人の社員を含む。）であるか。）につき、社員名簿（社員について）及び登記事項証明書（理事について）の内容を、司法書士会又は土地家屋調査士会にその登録状況につき確認するなどして実質的に確認するものとする。また、年次報告の各種書類から、法人法による登記を怠っていることがうかがわれる場合には、所要の指導を行うものとする。

4 検査について（司法書士法第69条の2第2項並びに司法書士法施行規則第50条第4項及び第5項又は土地家屋調査士法第64条の2第2項並びに土地家屋調査士法施行規則第48条第4項及び第5項関係）

(1) 業務及び財産の状況の検査（以下「検査」という。司法書士法第69条の2第2項又は土地家屋調査士法第64条の2第2項）は、公嘱協会の業務の適正を確保するため必要があると認めるときに、随時実施するものとする。

(2) 検査は、問題となっており調査が必要な事項について実施するものとする。

(3) 検査の対象となる公嘱協会に対しては、やむを得ない事由がある場合を除き、事前に検査を実施する旨の通知を送付するものとする。

(4) 検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならないとされているところ（司法書士法施行規則第50条第5項又は土地家屋調査士法施行規則第48条第5項）、この証明書は、法務局又は地方法務局の長が発行する当該法務局又は地方法務局の職員であることの証明書とする。また、検査を行う際、検査担当の職員であることを明らかにするため、例えば腕章等、法務局又は地方法務局の長が定めた記章を着用するものとする。

(5) 検査を行った職員は、検査結果報告書を作成して法務局又は地方法務局の長に報告するものとする。

5 その他の報告又は資料の提出（司法書士法施行規則第50条第4項又は土地家屋調査士法施行規則第48条第4項関係）

法務局又は地方法務局の長は、司法書士法第69条の2第2項又は土地家屋調査士法第64条の2第2項の規定により、監督のため、公嘱協会に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

なお、公嘱協会が法人法第5章の規定による合併を行う場合には、その準備段階

から法務局民事行政部総務課又は地方法務局総務課に相談するよう指導されたい。

6 改善すべき事項の指示

法務局又は地方法務局の長は、届出、報告又は検査結果に基づき、公嘱協会に対し改善すべき事項を指示するときは、文書により指示し、文書による回答を求めるものとする。ただし、改善すべき事項が軽微な場合は、指示及び回答のいずれについても適宜の方法によることができるものとする。

なお、公嘱協会の業務内容に監督上の疑義が生じ、所要の措置を検討する場合には、必要に応じて民事局民事第二課に内議するものとする。

おって、法務局又は地方法務局の長が、文書により改善すべき事項を指示し、文書により回答を得たときは、その文書の写し1部を送付する方法により民事局民事第二課長に報告するものとする。

第3 通達及び通知の廃止

平成8年8月27日民三第1490号民事局長通達（「法務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の運用について」）、平成8年8月27日民三第1491号民事局第三課長依命通知（「公共嘱託登記司法書士協会等の管理台帳の整備について」）及び昭和60年9月2日民三第5429号民事局長通達（「公共嘱託登記司法書士協会等の設立許可申請書の進達等について」）については、本日限りで廃止する。